平成２９年（フ）第１９号
岐阜県高山市下岡本町2000番地50　下岡本団地16―628号
債務者　呉山　正光（旧姓呉）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目10番29号
債務者　金子　和枝
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
佐賀県鳥栖市弥生が丘４丁目195番地18
債務者　小柳　理恵（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
佐賀市東佐賀町15番20号　東佐賀団地605号
債務者　春田　洸佑
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
佐賀市神野西３丁目８番23号
債務者　林　　君子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
長崎県長崎市花園町15番９号　リバティ花園303
債務者　伊東　和弘
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
沖縄県那覇市字国場527番地
債務者　玉城　　信
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７１号
北海道小樽市富岡２丁目30番24号、前住所北海道小樽市山田町７番16号　コーポミキNo.３102号室
債務者　川上　　麗（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７７号
北海道小樽市オタモイ１丁目14番７号、前住所北海道磯谷郡蘭越町港町529番地２
債務者　酒谷　　博
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７６号
福島県郡山市大槻町字北田38番地の１　大槻荘23号
債務者　菅野　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
福島県郡山市希望ヶ丘３番３号　市営住宅２－７－703号、前住所福島県郡山市備前舘２丁目66番地　ＭＡＲＵＫＯ備前舘102号
債務者　廣野　みほ（旧姓荒木・桜井）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
大分市中鶴崎２丁目３番22号（プレミアムレジデンス鶴崎405）
債務者　鈴木れい子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８３号
青森県平川市唐竹苺原139番地12
債務者　工藤　恵子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第８５号
青森県弘前市大字豊原２丁目２番地１　アルカディア豊原101号
債務者　佐藤　　稔
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第６０号
山口県防府市大字仁井令988番地の５、前住所岡山市中区竹田135番地７　ピープルハウス203号室
債務者　林　　真毅
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６０４６号
東京都葛飾区白鳥２丁目10―11―203
債務者　将口　直美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１０６号
千葉県船橋市古作４丁目５－６　ヴァンフェリオＡ―101
債務者　箱崎　彰一
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部